**平成２９年（フ）第２５９７号**
大阪市西淀川区花川１丁目14番６号
債務者　山ノ内静香
１　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２６３１号**
大阪市平野区瓜破６丁目７番７―312号
債務者　木村利惠加
１　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２６４３号**
大阪市城東区今福東３丁目１番12―302号、前住所大阪市城東区今福西５丁目５番８号　メゾン・ド・フローレンス　４Ａ
債務者　大谷　輝隆
１　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２６５２号**
大阪市淀川区三国本町２丁目６番19号　マリッシュ新大阪　206号
債務者　和田　章彦
１　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２７０４号**
大阪市住之江区中加賀屋３丁目１番22号　朝日ビル　203号
債務者　小林愛こと　ＬＥＥ　ＡＥＳＯＯＮ
李　　愛淳
１　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２７５８号**
大阪府東大阪市吉田６丁目２番58―501号
債務者　礒脇　智彦
１　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２７７０号**
大阪市生野区巽中４丁目11番27―504号
債務者　松浦　敏晴
１　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２７９４号**
大阪府守口市寺方本通３丁目７番17号
債務者　澤村　雅彦
１　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２８０４号**
大阪府東大阪市若江西新町１丁目10番４号
債務者　前川　幹子
１　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２８０５号**
大阪市福島区鷺洲２丁目11番21号レジデンス福島401号
債務者　北条純こと　全　　富子
１　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２５２１号**
大阪市港区夕凪２丁目16番２号　伊東商事ビル　301号、前住所大阪市港区波除３丁目７番４―806号
債務者　林　　邦彦
１　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２６６０号**
大阪府門真市大池町36番６号　レインボー大前306号
債務者　米良　篤司
１　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第１４２号**
静岡県藤枝市本町４丁目６番５号　シャリティ本町２―Ｄ、旧住所山梨県南巨摩郡南部町福士14832番地
債務者　佐野　文世
１　決定年月日時　平成29年７月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月４日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第２６３号**
静岡市清水区有東坂７番５号　プリマベーラ２　Ａ棟
債務者　千葉　沙織（旧姓畠山）
１　決定年月日時　平成29年７月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第２０１号**
岡山市南区内尾394番地35　コーポサンメランジュ102号
債務者　中田　直江
１　決定年月日時　平成29年７月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月13日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第２１９号**
岡山市北区大供３丁目１番４号ｗｉｌｌＤｏ岡山大供607号
債務者　小山枝里香
１　決定年月日時　平成29年７月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月13日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部